

# 使徒聖パウロ 로마人に贈りし書簡

發端

第一章 イエズス、キリストの僕にして使徒と召され、神の福音の為に別たれたるパウロ、二 此福音は、曩に神が、其預言者等を以て聖書の中に、御子我主イエズス、キリストに就きて約し給ひしものにして、三 此御子は肉體にてはダウイドの裔より生り、四 聖徳の靈にては、大能を以て、死者の中よりの復活によりて、神の御子と證せられ給へり。五 我等は其御名の為に、萬民を信仰に服従せしめんとて、恩寵と使徒職とを蒙りたるなり、六 汝等も萬民の中よりイエズス、キリストに召されたる者なれば、七 書簡を綴て 로마に在りて神に愛せられ聖徒と召されたる人々に贈る。願くは、我父にて在りて神及主イエズス、キリストより、恩寵と平安とを汝等に賜はらん事を。八 汝等の信仰全世界に吹聴せらるるが故に、我先汝等一同の為にイエズス、キリストに由りて我神に感謝し奉る。九 蓋我が祈禱の中に絶えず汝等を記念し、一〇 常に如何にしてか神の思召により、何時しか安らかなる道を得て、終に汝等に至らんと希へるは、御子の福音に於て我が一心に事へ奉る神の、我為に證し給ふ所なり。二 蓋我が汝等を見ん事を望むは、聊か靈の恩寵を汝等に分與へて、汝等を堅固ならしめん為、三 即ち汝等の中に

在りて、汝等と我との互の信仰を以て相勧むる事を得ん為なり。三 兄弟等よ、我は我が他の異邦人に於る如く、汝等の中にも聊か好果を得ん為、數次汝等に至らんと志して、而も今まで阻げられたる事を、汝等の知らざるを好まず。一四 我はギリシア人にも異國人にも、學者にも無學者にも負ふ所あり、一五 然れば又汝等 로마に居る者にも福音を傳へんと欲する事切なり。一六 蓋我福音を恥と為す、是總て信する者の為には、ユデア人を初めギリシア人にも救となるべき神の能力なればなり。一七 即ち神の「賜へる」義が信仰より信仰に至る事は福音の中に顕る、録して、「義人は信仰によりて活きん」とあるが如し。

第一編 教理上の事。イエズス、キリストに於る信仰によりて義とせらるる事

第一項 義とせらるるの必要及び性質

第一款 人皆義とせらるるを要す

一八 夫の御怒は、眞理を不義に壓ふる人々の、凡ての不敬不義の上に顕る。一九 蓋神に就きて知られたる事柄は彼等には顯然なり、其は神既に彼等に之を顯し給ひたればなり。二〇 即ち其見得べからざる所、其永遠の能力も神性も、世界創造以來造られたる物によりて覺られ、明かに見ゆるが故に、人々弁解する事を

得ず。二 蓋既に神を知りたれど、神として之に光榮を歸せず、又感謝せず、却て理屈の中に空しくせられて、其愚なる心暗くなれり。三 即ち自ら智者と稱して愚者と成り、三 朽ちざる神の光榮に易ふるに、朽つべき人間、鳥、獸、蛇等に似たる像を以てせり。二四 是によりて神は彼等を其心の慾、即ち淫亂に打任せ給ひて、彼等は互に其身を辱しむ、二五 神の眞實を虚偽に易へ、造物主を措きて被造物を拜み、之に事ふるに至りたればなり。造物主こそは世々に祝せられ給ふなれ、アメン。二六 是によりて神は彼等を恥づべき情慾に打任せ給へり、蓋彼等の女は自然の用を易へて自然に戻れる用と爲し、二七 男も亦同じく女の自然の用を棄てて互に私慾を燃やし、男と男と恥づべき事を爲して其迷に値せる報を己が身に受けたり。二八 又神を認めたる事を證せざりしが故に、神亦彼等を其邪心に打任せ給ひて、彼等は不當なる事を爲すに至れり。二九 即ち有ゆる不義、惡心、私通、貪吝、不正に満ち、嫉妬、殺人、争鬭、詐欺、狡猾に富み、讒害する者、三〇 誹謗する者、神を恨む者、侮辱する者、傲慢なる者、自負する者、惡事の發明者、父母に従はざる者、三 愚者、背徳者にして、愛情なく、忠實なく、慈悲なき人々たるなり。三 斯る事を行ふ人は死に値す、と云へる神の判定を知りたれども、之を行ふのみならず亦行ふ人々に賛同するなり。

第二章 然れば総て是非する人よ、汝は弁解する事を得ず、蓋他人を是非するは己を罪する所以なり、其自ら是非する所と同

じ事を爲せばなり。二 我等は斯の如き事を爲す人に對して、神の審判が眞理に適へる事を知れり。三 然て斯る事を爲す者は非しつづ自ら之を行ふ人よ、汝は神の審判を免れんと思ふか、四 神の仁慈と堪忍と耐久との豊なるを軽んずるか、神の慈愛の汝を改心に導きつづあるを知らざるか。五 然て汝が頑固と悔悛めざる心とに由りて、己の爲に神の御怒を積み、六 各其業に應じて報い給ふべき神の正しき審判の顯るべき御怒の日に當りて之に触れん。七 即ち忍耐を以て善行を力め、光榮と尊貴と不朽とを求むる人々には永遠の生命を以て報い給ふべしと雖も、八 争へる人、眞理に服せず不義に就く人には、怒と憤とあるべし。九 凡て惡を行ふ者の靈魂には、ユデア人を初めギリシア人にも、患難と辛苦とあるべけれど、一〇 凡て善を行ふ者にはユデア人を初めギリシア人にも光榮と尊貴と平安とあるべし。一一 其は人に就きて偏り給ふ事は神に無き所なればなり。一二 蓋總て律法なくして罪を犯しし人は律法なくして亡びん、又總て律法ありて罪を犯しし人は律法によりて審判せられん、一三 其は律法の聽聞者は神の御前に義人たらずして、律法の實行者こそ義とせらるべければなり。一四 蓋律法を有たざる異邦人等が、自然に律法の事を行ふ時は、斯る律法を有たらずと雖も自ら己に律法たるなり。一五 彼等は律法の働の己が心に銘されたるを顯し、其良心之が證を爲し、其思相互に、或は咎め或は弁解する事あればなり。一六 是我福音に宣ふる如く、神がイエズス、キリスト

を以て人々の密事を審判し給ふべき日に明かならん。一七 然るに汝はユデア人と稱せられて律法に安んじ、神を以て誇と爲し、一八 其御旨を知り、律法に諭されて一層有益なる事を認め、一九 敢て己を以て盲者の手引、暗黒に在る人の燈火、二〇 愚者の教師、兒等の師匠なりとし、律法に於て學識と眞理との則を有てる者と思へり。二一 然りながら汝は人を教へて己を教へず、盗む勿れと述べて自ら盗み、二三 姦淫する勿れと云ひて自ら姦淫し、偶像を憎みて聖なるものを冒し、二四 律法に誇りつつ自ら律法を破りて神を辱しむ、二五 録して、「神の御名は汝等によりて異邦人の中に罵らる」とあるが如し。二六 汝律法を守る時は割禮其益ありと雖も、律法を破る時は汝の割禮は既に無割禮となれるなり。二七 然れば無割禮一人、律法の禁令を守らば、其無割禮は割禮と齊しく視做さるべきに非ずや。二八 斯て生來無割禮一人、律法を全うせば、儀文及び割禮ありながら律法を破れる汝を罪に定めん。二九 蓋表に然ある人がユデア人たるに非ず、又陽に身に在るものが割禮たるに非ず。三〇 心中に然ある人こそユデア人、儀文によらず靈による心のものこそ割禮にして、其譽は人より來らずしも神より來る。

第三章 然らばユデア人に何の長ぜる所かある、又割禮に何の益かある、二 其は各方面に多し、即ち先神の曰し御言は彼等に托せられたるなり。三 假令彼等の中に信ぜざる者ありしも、は何かあらん、彼等の不信仰は神の眞實を空しからしむべきか、決し

て然らず。四 神は眞實にて在し、人は總て僞る者なり。録して「(主よ)是汝が其言に於て義とせられ、審判せられ給ふも勝を得給はん爲なり」とあるが如し。五 若我等の不義が神の義を踰すとせば、我等何をか云はん、怒を加へ給ふ神は不義なるか、六 是は人の云ふ如くに云へり、決して然らず、若し然らば、神は如何にしてか此世を審判し給ふべき。七 若我等の僞によりて神の眞實踰れ、其光榮の増したらんには、争でか我も罪人と定めらるる事あらんや。八 また、我等の罵られて然稱ふと或人々に云はるる如く、善を來さん爲に惡を爲すべけんや、斯る人々の罪せらるるは宜なり。九 然らば何ぞや、我等は異邦人に先づ者なるか、決して然らず、其は既にユデア人もギリシア人も皆罪の下に在りと證したればなり。一〇 録して、「誰も義しき者なく、一 覺る者なく、神を求むる者なし、二三 皆迷ひて相共に空しき者となれり、善を爲す者なし、一人だもある事なし。三 彼等の喉は開きたる墓なり、其舌を以て欺き、其唇の下に蝮の毒あり、四 其口は詛と苦とに充ち、五 其足は血を流す爲に疾く、六 破と禍とは、其道途に在り、七 彼等は平和の道を知らず、八 其目前に神に對する畏れなし」とあるが如し。一九 但

總て律法の言ふ所は律法の下に在る人々に向ひて言ふこと、我等之を知れり、是凡ての口塞りて、全世界が神に屈服するに至らん爲なり。二〇 蓋神の御前には、如何なる人も律法の業に由りて義とせらるる事あらじ、律法に由りて得るは罪の意識なれ

ばなり。二 然るに律法と預言者とに證せられて、神の「賜ふ」義は今や律法の外に顯れたり。三 即ちイエス、キリストに於ける信仰に由りて神の「賜ふ」義は信仰する者の凡に及び、凡ての上在り、蓋し差別ある事なし、三 其は皆罪を犯したる者にして、神の光榮を要すればなり。二四 人々の義とせらるるは、功なくして唯神の恩寵に由り、キリスト、イエスに於ける贖に由りたり。二五 即ち神は從前の罪を忍び給ひしに、其赦を以て己が正義を顯さん為に、イエス、キリストを宥の犠牲に供へ、其御血に於ける信仰を有たしめ、二六 今は己が正義を證せんとて、自ら其正義を顯し給ひ、イエス、キリストに於ける信仰の人をも義と為し給ひしなり。二七 然らば誇る所何處にか在る、其は除かれたり。如何なる法を以て除かれたるか、業を以てなるか、然らず、信仰の法を以てなり。二八 蓋我等謂ふに、人の義とせらるるは律法の業に由らずして信仰に由る。二九 神豈ユデア人のみの神ならんや、異邦人にも亦然るに非ずや、然り異邦人にも神たるなり。三〇 其は神は唯一に在して、割禮の人を信仰に由りて義とし、無割禮の人をも信仰に由りて義とし給へばなり。三 然らば我等は信仰を以て律法を亡ぼすか、然らず、却て律法を固つするなり。

第二款 舊約を以て信仰に由りて義とせらるる事を證す  
第四章 然れば我等、我父アブラハムは肉身上よりして何を

たりとか謂はん、二 其はアブラハム行によりて義とせられたらんに、は誇る所あるべきも、神の御前には之あらざればなり。三 蓋聖書に何とか曰へるぞ、「曰く、「アブラハム神を信ぜり、斯て其正義として彼に歸せられたり」と。四 抑 働く人の報は、恵とせられずして負債とせらる、五 然れど働かず、不敬者を義とし給ふ神を信仰する人に於ては、其信仰神の恩寵の規定に従ひて義として之に歸せらるるなり。六 斯の如くダウイドも、人が行に由らずして神より義とせらるるを福なりと云へり、七「曰く、「其不義を赦され、其罪を蔽はれたる人は福なる哉、八 罪を主の歸し給はざりし人は福なる哉」と。九 然らば此 福は、唯割禮一人にのみ止るか、將無割禮一人にも及ぶか、我等アブラハムの信仰は義として彼に歸せられたりと言ひしが、一〇 其は如何にして無割禮の時なり。二 且割禮の印は、無割禮の時の信仰に由れる義の印證として之を受けたり。是凡て無割禮にて信仰する人の父となり、彼等にも「信仰を」義として歸せられしめん為なり。三 又獨り割禮ある人々の父たるのみならず、我父アブラハムの無割禮の時の信仰の跡を踏む人々にも割禮の父たらん為なり。三 蓋アブラハム又は其子孫に、世界の世嗣たるべしとの約束ありしは、律法に由るに非ず信仰の義に由れるなり。一四 若律法に由る人々にして世嗣たらば、信仰は空しくなり、約束は廢せられたるなり。二五 其は律法は怒を來し、律法なき處には

違法も無ければなり。一六 然れば世嗣は信仰に由る、是かの約束が恩寵に從ひて、凡ての子孫に對して堅められん為なり。是は唯律法に由る子孫のみならず、アブラハムの信仰に由りて子孫たる人の為なり。一七 蓋録して、「我汝を立てて多くの民の父たらしめたり」とあるが如く、アブラハムは其信ぜし所の神、即ち死したる者を活かし、無きものをば恰も有るもの如くに呼び給ふ神の御前に於て、凡て我等の父たるなり。一八 彼は「汝の子孫斯の如くならん」と謂はれし儘に、希望すべくも非ざるに猶希望して、多くの民の父とならん事を信ぜり。一九 而も其信仰弱る事なく、殆百歳に及びて己が身に既に死せるが如く、サラの胎も死せるが如くなるを顧みず、二〇 又神の御約束に就ても訝らず躊躇せず、却て神に光榮を歸し奉りて、三約し給ひし事は悉く遂げ給ふべしと、飽くまで知りて信仰を固めたり、三故に此事義として彼に歸せられたるなり。二三 此「義として彼に歸せられたり」と録されたるは、唯彼の為のみならず、二四 亦我等の為なり。即ち我等も、我主イエスス、キリストを死者の中より復活せしめ給ひし神を信仰する時は、「義として」之を歸せらるべし、二五 其は彼我等が罪の爲に付され、又我等が義とせられん為に復活し給ひたればなり。

### 第三款 キリストによる義の充満せる事

第五章 然れば我等は信仰に由りて義とせられ、我主イエスス、

キリストを以て神と和睦したるなり。二 又彼を以て、信仰によりて今立てる所の恩寵に至る事を得て、神の(子等の)光榮の希望を以て誇と為す。三 加之我等は又患難に在る事を誇とす、其は患難は忍耐を生じ、四 忍耐は練達を生じ、練達は希望を生ずるを知ればなり。五 抑希望は恥を來さず、蓋我等に賜りたる聖靈を以て、神の愛は我等の心に注がれたるなり。六 即我等が尚弱かりしに、キリストが時至りて不敬者の為に死し給ひしは何ぞや。七 夫義人の為に死する者は稀なり、誰か敢て善人の為に死なんや。八 然るに神が我等に對して其愛を著しく顕し給ふは、我等が尚罪人たりしに時至りて九 キリスト我等の為に死し給ひしを以てなり。然れば今や我等は其御血を以て義とせられたれば、尚彼に由りて怒より救はるべきなり。一〇 蓋我等は敵なりしを御子の死によりて神と和睦したる者なれば、况や和睦したる後は彼の生命に由りて救はるべきをや。二 加之、我等は又今和睦を得させ給ひし我主イエスス、キリストに由りて、神を以て誇と為す。

### 第四款 キリストとアダンとの比較

二 然れば一人に由りて罪此世に入り、又罪に由りて死の入りし如く、人皆罪を犯したるが故に死絶ての上及びるなり。二三 蓋律法の出づる迄は、罪は世に在りしかど、律法なきを以て罪とせざざりき。二四 然りながら、アダンよりモイゼに至る迄、

アダンの犯罪の如き罪を犯さざりし人々にも死は王たりき。抑アダンは將來のアダンの前表なり。一五然れど罪と賜とは均しからず、即ち一人の罪に因りて死したる者は多けれども、神の恩寵と一人のイエズス、キリストの恵とに由れる賜は、況て多くの人に溢れたるなり。一六又賜と一の罪の結果とは均しからず、即ち審判は一の罪よりして、有罪の宣告に至りしに、賜は多くの罪より義とするに至れるなり。一七蓋一人の罪のため、死は其一人よりして王となりたれば、況て溢るる程の恩寵と義の賜とを蒙る人々は、一人のイエズス、キリストに由りて、生命に於て王となるべし。一八然れば一人の犯罪を以て一切の人間まで有罪の宣告を受くるに至りし如く、一切の人間は一人の義を以て義とせられ生命を得るに至れるなり。一九蓋一人の不従順に由りて多くの人が罪人とせられし如く、亦一人の従順に由りて多くの人は義人とせらるべし。二〇律法入來りて罪増ししかど、罪の増しし處には恩寵彌増せり。二一是罪が死を以て王となりし如く、恩寵も亦我主イエズス、キリストに由りて義を以て王となり、永遠の生命に至らしめん為なり。

## 第二項 キリストによる義の道義的結果

第一款 キリストに於る信仰によりて義とせられし人の道義的生活

第六章 然らば我等何をか云はん、恩寵の溢れん事を期して罪に止らんか、然らず、我等は罪に死したる者なれば、争でか尚罪に活くべき。三知らずやキリスト、イエズスに於て洗せられし我等が、皆其死に擬して洗せられたる事を。四蓋我等は其死に倣はん為に、洗禮を以て彼と共に葬られたるなり、是キリストが御父の光榮を以て死者の中より復活し給ひし如く、我等も亦新しき生命に歩まん為なり。五蓋我等は彼に接がれて其死の状態に肖似りたれば、其復活にも亦肖似るべし。六我等の古き人が彼と共に十字架に釘けられしは、罪の身を亡ぼされて再び罪の奴隸とならざらん為なる事は我等之を知る、七死したる人は罪を脱れたればなり。八我等は信ず、我等若キリストと共に死したらば、亦キリストと共に活きんと。九其はキリストは死者の中より復活して最早死し給ふ事なく、死が更に之を司る事なかるべしと知ればなり。一〇死せしは罪の為に一度死し給ひたれど、活くるは神の為に活き給ふなり。二斯の如く汝等も己を、罪には死したる者なれども、神の為に我主キリスト、イエズスに於て活ける者と思へ。二故に罪は汝等を其諸慾に従はしむるほど、汝等の死すべき身の中に王たるべからず。二三尚又汝

等の五體を不義の武器として罪に獻ぐること勿れ、却て死したりに活ける者として己を神に獻げ、五體をも神の為に義の武器として獻げよ。一四 其は汝等既に律法の下に在らずして恩寵の下に在るが故に、罪の汝等を司る事あるまじければなり。一五 然らば如何にすべきか、我等は律法の下に在らずして恩寵の下に在るが故に罪を犯すべきか、然らず。一六 知らずや、汝等順はんとて己を奴隸として獻ぐれば、其順ふ所の者の奴隸となる事を。或は罪の奴隸として死に至り、或は從順の奴隸として義に至る。一七 然れど神に感謝す、汝等は罪の奴隸たりしに、交付されて學びたる教の法に心より従ひ、一八 且罪より救はれて義の奴隸となりたるなり。一九 我汝等の肉の弱きに對して、人の語法を以て云はん、即ち汝等不義の為に五體を不潔不義の奴隸として獻げたりしが如く、今は聖とならん為に五體を義の奴隸として獻げよ。二〇 汝等罪の奴隸たりし時、義に對しては自由の身なりしが、三 其時に今耻と為る事を以て何の好果を得たりしぞ、即ち是等の事の終は死あるのみ。三三 今は既に罪より救はれて神の僕と成り、其得る所の好果は聖と成る事にして、其終は永遠の生命なり。三三 蓋罪の報酬は死なるに、神の賜は我主イエス、キリストに由れる永遠の生命なり。

第七章 兄弟等よ、我律法を知る人々に謂へば、汝等律法に人の司らるるは活ける間のみなる事を知らざるか。二 蓋 夫ある婦は、夫の存命中律法を以て之に繋がるも、雖も、夫死すれば

ば之に對する律法を解かるるなり。三 然れば夫の存命中他の人に就けば姦婦と呼ばるべきも、夫死したる時は其律法より釈され、他の人に就くも姦婦には非ざるなり。四 然れば我兄弟等よ、汝等もキリストの「死一體」に由りて、律法に對して死したる者となれり。是死者の中より復活し給ひし他のものに屬して、我等が神に果を結ばん為なり。五 蓋 我等肉に在りし時、律法に據れる罪科の諸慾、死の果を結ばんとて、我等の五體の中に働きたりしが、六 今や我等は既に繋がれたりし死の律法より釈されて、儀文の古きによらず、靈の新しきに由りて事へ奉るに至れり。

### 第二款 墮落者に於る律法

七 然らば我等何をか云はん、律法は罪なるか、然らず。然りながら律法に據らずしては我罪を知らざりき。蓋 律法が「貪ること勿れ」と云はざれば我貪を知らざりしに、八 罪は機會に乘じ、掟によりて、我中に所有慾望を惹起せり。即ち律法なき時、罪は死したるものにして、九 我は昔時律法なくて活きたりしが、掟來りしかば、罪は生回りて、一〇 我は死せり、斯て我を活かさんとて與へられたる掟は、死を來すものとなれり。二 蓋 罪は掟の機會に乘じて我を惑はし、且之を以て我を殺せり。三 然て律法は聖なり、掟も聖にして且正しく且善なり。三 然らば善なるもの我に死となりたるか、然らず、唯罪が罪と明に顯れん為に、善なるものを以て我に死を來し、掟によりて甚 罪深きもの



るなり。是我等もし共に苦しめば、光榮も亦共に受くべき為なり。一八 我思ふに現世の苦は、我等が身の上に顕るべき將來の光榮に及ぶものに非ず、一九 蓋被造物の仰きて待てるは、神の子等の顯れん事を待てるなり。二〇 被造物は虚に服せしめられたるものを好まず、己を希望を以て服せしめ給ひしものに對して然すのみ。二 其は被造物も自ら腐敗の奴隷たる事を脱れて、神の子等の光榮の自由を得なければなり。三 即ち我等は知る、被造物は皆今に至るまで相共に嘆き、且陣痛に遇へるなりと。三 畜に被造物のみならず、聖靈の最初の賜を得たる我等も、自ら心の中に嘆き、神の子等とせられて肉體の贖はれん事を仰ぎ待てるなり。四 蓋我等の救はれたるは猶希望に止る見ゆる希望は希望に非ず、既に見る所は人何ぞ之を希望せん。二 五 見ざる所を希望するに當りては、我等は忍耐を以て之を待つ。二六 斯の如く、聖靈も亦我等の弱を援け給ふ。蓋我等何を祈るべきかを知らざれども、一聖一靈御 自言ふべからざる歎を以て、我等の為に求め給ふ。二七 斯て、心を見透し給ふものは「聖一靈の望み給へる所を知り給ふ。其は神の御旨に從ひて、聖徒の為に求め給へばなり。二八 我等は知り、神を愛する者即ち規定に應じて聖徒と召されたる人々には、萬事共に働きて其為に益あらざるはなし、と。二九 蓋神は豫知し給へる人々を、御子の状に肖似らしめんと豫定し給へり、是御子が多くの兄弟の中に長子たらん為なり。三〇 斯て豫定し給ひし人には亦之を召し、召し給

ひし人は亦之を義とならしめ、義とならしめ給ひし人には、亦賜ふに光榮を以てし給ひしなり。三 是等の事に加へて我等又何をか言はん、神もし我等の為に給はば、誰か我等に敵對する者ぞ、三 我御子をすら惜み給はず、却て我等一同の為に之を付し給ひたれば、争でか之に添へて、一切を我等に賜はざらんや。三 神に選ばれたる人々を訟ふる者は誰ぞ、其は義とならしめ給ふ神ならんか。四 是等を罪に處する者は誰ぞ、其は死して而も復活し、神の右に在して尚我等の為に執成し給ふキリスト、イエズスならんか。五 然ればキリストに對する愛より、我等を引離す者は誰ぞ、是苦難ならんか、憂か、飢か、裸體か、危険か、迫害か、剣か、三六 録して、我等終日主の為に死の危険に遇ひ、屠らるべき羊の如くせらるるなり」とあるが如し。三七 然れど我等此凡ての事の中に在りて、我等を愛し給へる者により、勝ちて尚餘あり。三八 蓋我は確信す、死も、生も、天使も、權勢も、能力も、現在の事も、未來の事も、(力も)、三九 高さも深さも、他の如何なる被造物も、我主イエズス、キリストに於る神の寵より、我等を離し得るものなし、と。

第三項 キリストに由る義に對するユデア人の位地

第一款 イスラエル人排斥せられしも、神の約束は誠實にして其處置は正義完全なり

第九章 我はキリストの御前「に眞を言ひて偽らず、我良心聖靈と一致して我に證明す。二我に大いなる憂あり、我心に間断なき苦痛あり。三即ち我兄弟等の為には、我殆ど自らキリストに棄てられん事をすら望まんとす。彼等は肉身上の我親族なり、四イスラエル人なり、神の子とせらるる事と、光榮と諸契約と律法と拝禮と約束とは彼等のものなり。五祖先等は彼等のもの、キリストも肉身上よりすれば彼等より出で給ひしなり。即ち萬物の上に世々祝せられ給ふ神にて在す、アメン。六然れど神の御言は廢れりと云ふには非ず、蓋イスラエルより出でし人皆イスラエル人たるに非ず、七又アブラハムの裔たる人皆子たるに非ず、但「イザアクより出づる者は汝の裔と呼ばれん」とあり。八即ち肉の子たる人々が神の子たるに非ずして、約束の子たる人々こそ其裔とせらるるなれ。九蓋約束の言は「此時至らば我來らん、而して「妻」サラには「子あるべし」と是なり。一〇加之レベッカも亦一人の我先祖イザアクによりて「双児を」懐胎せしに、二未だ生れず又何等の善惡を為さざる中に、神の規定は選抜に従ひて存する為に、三行によらず召によりて「兄は弟に事へん」と云はれたり。四録して「我イザア

クを愛しエザウを憎めり」とあるが如し。一四然れば我等何をか云ふべき、神に於て不義ありや、然らず、一五其はモイセに曰く「我が敢て憫まん人を憫み、敢て慈悲を施さん人に慈悲を施さん」と。一六然れば欲する人にも走る人にも由らずして、憫み給ふ神に由るなり。一七蓋聖書ファラオンに曰らく「我が汝を立てしは、殊に汝に於て我が權能を顯し、我名を全世界に傳へられん為なり」と。一八然れば神は思召の人を憫み、思召の人を固くし給ふなり。一九是によりて汝或は言はん、然らば何ぞ尚咎め給ふや、誰か其思召に抵抗せん、と。二〇嗟人よ、汝は誰なれば神に言逆らふぞ。土器は己を造りたる人に向ひて、何故に我を斯く造りしぞと言ふか。二一陶師は同じ塊を以て、一の器を尊き用の為、一の器を賤しき用の為に造るの權あるに非ずや。二三神もし怒を顯し給ひ、己が權能を知らしめんとして、亡ぶべく備はりたる器を大いなる忍耐を以て忍び給ひしに、二三光榮あるべく豫備し給ひし恤の器に對して、己が光榮の豊なるを示さんとし給はば如何、二四恤の器として甞にユデア人の中より耳ならず、異邦人の中より我等を召し給ひしなり。二五是才エア書に、「我わが民たらざりし者を我民と呼び、愛せられざりし者を愛せらるる者と」呼び、恤を得ざりし者を恤を得る者と」呼ばん、二六又「彼等既に、汝等は我民に非ず、と謂はれし其處に於て、活ける神の子等と稱へらるることあらん」と曰ひしが如し。二七モイザヤもイスラエルに就きて呼はりけるは、「イスラエ

ルの子等の數、海の砂の如くなるも、残る者のみ救はれん。二八  
蓋主は御言を速に地上に行ひ給ふべければ、義を以て之を速  
に全うし給ふべし」と。二九又イザヤが預言して、「萬軍の主若我  
等に種を遣し給はざりせば、我等はソドマの如く成り、ゴモラに  
似たるものと成りしならん」と云ひしが如し。

第二款 イスラエル人の排斥せらるるは、其過に由れ

三〇然らば我等何をか言ふべき。義を追求せざりし異邦人等は  
義を執へたり、但是は信仰に由れる義なり。三 却てイスラエ  
ルは義の法を追求しつつも、義の法に至らざりき。三 是何の故  
ぞ、彼等は信仰に由らずして業に由るが如くにしたればなり。  
即ち躓く石に突當れるなり、三 録して、「看よ、我シオンに於  
て躓く石、突當る岩を置く、誰にもあれ之を信する人は、辱め  
らるる者なからん」と、あるが如し。

第一〇章一兄弟等よ、我が切に心に望む所、神に祈る所は、彼等  
の救はれん事なり。二 我彼等が神に熱心なる事を證明す、然れ  
ど其熱心は知識に一致せず、三 其は神の義を知らず、且己が義を  
立てんことを力めて、神の義に服せざればなり。四 蓋律法の終  
はキリストにして、是信する人の各義とせられん為なり。五 斯  
てモイゼは律法に由る義に就きて、「之を為せる人は律法に由り  
て活くべし」と録したるに、六 信仰に由る義に就きては謂へら

く、「汝心の中に謂ふこと勿れ、誰か天に昇らんと」と、是キリス  
トを引下す為ならん。七、或は誰か陰府に降らんと、是キリスト  
を死より呼起す為ならん。八 然るに（聖書に）何と言へるぞ、  
「御言は汝に近く、汝の口に在り、汝の心に在り」と、是即ち  
我等が宣ぶる所の信仰の言なり。九 蓋汝もし口を以て主イエ  
ズスを宣言し、心を以て神の之を死者の中より復活せしめ給ひ  
しことを信せば救はるべし。一〇 其は心には信じて義とせられ、  
口には宣言して救霊を得なければなり。二 即ち聖書に曰く、  
「（誰にもあれ）彼を信する人は辱められし」と。二 蓋萬民の主  
は唯一に在りて、頼み奉る一切の人に對して豊に在せば、ユデア  
人とギリシア人との別ある事なし。三 故に誰にもあれ主の  
御名を呼び頼む人は救はるべし。四 然らば未だ信ぜざりし者  
を如何にしてか之を呼び頼まん、未だ聞かざりし者を如何に  
てか之を信ぜん、宣ぶる人なくば如何にしてか之を聞くべき、一  
五 遣はされずば如何にしてか宣べん、録して、「嗟麗し、幸に  
平和を告げ、善事を告ぐる人々の足」とあるが如し。一六 然れど  
も皆福音に隨へるには非ず、即ちイザヤ曰く、「主よ、我等に聞  
きて信ぜし者は誰ぞや」と。一七 然れば信仰は聞くより起り、聞  
くはキリストの御言を以てす。一八 然れど我は言はん、彼等は聞  
こえざりしかと。然らず、而も、其聲は全世界に行渡り、其言  
は地の極にまで及べり、一九 然れど我は言はん、イスラエルは知  
らざりしかと、「然らず」モイゼ先曰く、「我民たらざる者を以て

汝等を妬ましめ、愚なる民に對して怒らしめん」と。二〇イザヤも亦敢て曰く、「我探さざりし人々に見いだされ、尋ねざりし人々に公然と顯れたり」と。二一又イスラエルに向ひて曰く、「我信ぜずして逆らへる民を、終日手を伸べて待てり」と。

### 第三款 イスラエル人に取りての大きいなる慰

第一章 然らば我は言はん、神は其民を棄て給ひしかと、然らず、其は我もイスラエル人にして、アブラハムの裔、ベンヤミンの族なればなり。二神は豫知し給ひし己の民を棄て給はざりしなり。汝等エリアに就きて聖書の曰へる事を知らざるか、即ち彼イスラエル人を神に訟へて言へらく、「主よ、彼等は主の預言者等を殺し、悉く主の祭壇を毀てり、然て我一人残れるに、尙我命を求めんとするなり」と。四而して神の御答に何と曰へるぞ、「我は己の為に、バアルの前に跪かざる七千の男子を残したるなり」と。五斯の如く、今の時も亦恩寵の撰に由りて残れる者は救はれたり。六恩寵に由れば業に由るに非ず、然らざれば恩寵は最早恩寵に非ざるべし。七然らば何ぞや、イスラエル人は其求め居たりし所を得ず、撰まれたる人は之を得て、他の人は頑固になれり。八録して、「神は彼等に茫然たる精神、見得べからざる目、聞得べからざる耳を賜ひて今日に至る」とあるが如し。九ダヴィド又曰く、「願はくは彼等の食卓、網となり、罌となり、躓くものとなり、報となれかし、一〇其目は眩みて見えざら

しめ、其背は何時も屈ましめ給へ」と。二 然れば我は言はん、彼等の躓きは倒れん為なるかと、然らず、却て彼等を妬ましむる様、其墮落によりて、救は異邦人の上に来れり。三 若彼等の墮落が世の富となり、其減少は異邦人の富とならば、況や彼等の全數をや。三 蓋我、汝等異邦人に謂はん、我異邦人の使徒たる間は、我が一聖一役に榮譽を來さん。四 是如何にもして、我骨肉たる者を刺激して之を勵まし、其幾何かを救はん為なり。五 蓋彼等の排斥が世の和睦とならば、其採用は豈死より再生するに同じからざらんや。六 若麴の初穂聖ならば全體も然あるべく、根聖ならば枝も然あるべし。七 假令幾何かの枝折られて、野生の橄欖たりし汝之に接がれ、橄欖の根と液汁とを共にするものとなりたりとも、一八枝に向ひて誇ること勿れ、誇らんとするも、汝が根を保つに非ずして根こそ汝を保つなれ。一 九 汝或は言はん、枝の折られしは我が接がれん為なりと。二〇 諾し、彼等は其不信仰に由りて折られしに、汝は信仰に由りて立てるなり。然れど驕ること勿れ、却て懼れよ。三 蓋神は原樹の枝を惜み給はざりしなれば、恐くは汝をも惜み給はざるべし。三 然れば神の慈愛と厳格とを見よ、倒れし人々に對しては惟厳格、汝に對しては惟慈愛、但是汝が其慈愛に止ればのみ、然らずんば汝も取除かるべし。三 彼等も若不信仰に止らずば接がるならん、其は神は再び之を接ぐことを得給へばなり。二 四 汝は生來野生なる橄欖より切取られ、其本性に反して好き

橄欖に接がれたれば、況や本性のものが原の橄欖に接がるを  
や。三五 兄弟等よ、自ら敏しとする事なからん為に、我は汝等が  
此奥義を知らざるを好まず、即ちイスラエルの幾部分の頑固に  
なれるは、異邦人全體の入來るまでなり。二六 斯てイスラエルは  
挙りて救はるるに至るべし、録して、救ふ者シオンに來り、ヤ  
コブより不敬を去らしめん。二七 我彼等の罪を取除きたらん時、  
彼等と結ぶべき約束は是なり、とあるが如し。二八 福音に就き  
ては、彼等汝等の為に敵なれども、選抜に就きては其祖先の為  
に至愛の者なり、一九 其は神の賜と召とは、取消さるる事なけれ  
ばなり。三〇 斯て汝等も原神に従はざりしに、今や彼等の不  
從順に由りて慈悲を蒙りし如く、三一 今彼等の従はざるも亦  
汝等の「蒙りし」慈悲に由りて己も慈悲を蒙らん為なり。三一  
是衆人を憫み給はん為に、神が之を不從順に籠め給へるなり。  
三三 嗚呼高大なる哉、神の富と智慧と知識と。其判定の寛り難さ  
よ、其道の極め難さよ。三四 誰か主の御心を知り、誰か之と共に  
議りたるぞ。三五 誰か先之に與へて、其報を得ん者ぞ。三六 蓋  
萬事は彼に倚りて彼を以て彼の為に在り、光榮世々彼に歸す、  
アメン。

## 第二編 倫理上の事

### 第一項 キリスト的生活の勸告

#### 第一款 キリスト信者相互の義務

第二章 然れば兄弟等よ、我神の諸の恤に由りて汝等に勸  
む。汝等其肉身を以て、活ける、聖なる、神の御意に適へる  
犠牲、己が道理的禮拜として供へよ。二又此世に倣ひ従ふ事な  
く、却て神の御旨、即ち善と御意に適ふ事と完全との如何なる  
ものなるかを曉らん為、精神を一新して自ら改革せよ。三 蓋我  
賜はりたる恩寵によりて、汝等の中に在る凡ての人に謂はん、  
己を重んずべき程度以上に重んぜず、適宜に、而も神の夫々  
分配し給ひし信仰の量に従ひて重んぜよ。四 蓋我等は一の體に  
多くの肢ありて、凡ての肢其用を同うせざるが如く、五 我等多く  
の人は、キリストに於て一の體にして、各 互に肢たるなり。六  
然れば我等に賜はりたる恩寵に従ひて賜を異にしたれば、預言  
は信仰の理に隨ひて為し、七 聖役は聖徒に「従事し」教ふる人は  
教に「止り」ハ 勸を為す人は勸を為し、與ふる人は淡白を以て  
し、司る人は奮發を以てし、慈悲を施す人は歡を以てすべし。九  
愛は表裏あるべからず、汝等惡を嫌ひて善に就き、一〇 兄弟の  
愛を以て相 籠み、互に相推重し、二 注意を怠らず、熱心にし  
て主に事へ、三 希望によりて歡び、患難に忍耐し、絶えず祈禱  
に従事し、三 聖徒の入用を補け、接待を行ひ、四 汝等を迫害す

る人を祝せよ、祝して詛ふこと勿れ。一五 喜ぶ人々と共に喜び、泣く人々と共に泣き、一六 心を相同じうし、高きを思はずして低きに甘んじ、自ら智しとすること勿れ。一七 如何なる人にも惡を以て惡に報ゆる事なく、啻に神の御前のみならず、衆人の前にも善なる事を圖り、一八 汝等が力の及ぶ限り、為し得べくんば衆人と相和せよ。一九 至愛なる者よ、自ら復讐せずして「神の」怒に任せよ、其は録して、「主曰く、復讐は我事なり、我は報いん」とあればなり。二〇 却て汝の仇飢多なば之に食せしめ、渴かば之に飲ましめよ。斯くすれば汝彼の頭に燃炭を積むならん、二 惡に勝たる事なく、善を以て惡に勝て。

## 第二款 社會に於る信徒の義務

第二三章 一人各上に立てる諸權に服すべし。蓋權にして神より出でざるはなく、現に在る所の權は神より定められたるものなり、二 故に權に逆らふ人は神の定に逆らひ、逆らふ人々は己に罪を得、三 君主等を懼るべきは、善き業の為に非ずして惡き業の爲なり。汝權を懼れざらんと欲するか、善を行へ、然らば彼より譽を得べし。四 其は汝を益せん爲の神の役者なればなり。然れど汝若惡を行はば懼れよ、其は彼は徒に劍を帯ぶるものに非ず、神の役者にして惡を行ふ人に怒を以て報ゆるものなればなり。五 然れば服従する事は、汝等に必要にして、啻に怒の爲のみならず、亦良心の爲なり。六 蓋汝等は亦之が爲に税を納

む、其は彼等は神の役者にして、之が爲に務むればなり。七 然れば汝等凡ての人に負目を返せ、即ち税を納むべき人には税を納め、課物を払ふべき人には之を払ひ、懼るべき者には懼れ、尊ぶべき者は之を尊べ。八 汝等相愛するの外は、誰にも何等の負債あるべからず、其は近き者を愛する人は律法を全うしたる者なればなり。九 蓋、汝姦淫する勿れ、殺す勿れ、盜む勿れ、偏證する勿れ、貪る勿れ、此外に誠ありと雖も、汝の近き者を己の如くに愛せよとの言の中に約る。一〇 愛は他人に惡しき事を爲す、故に愛は律法の完備なり。二 斯すべきは是我等が時期を知らざる故なり。即ち眠より起くべき時は既に來れり、蓋信仰せし時よりも我等の救靈は今や近きにあり。三 夜は更けたり、日は近づけり、然れば我等は暗の業を棄てて、光の鎧を着るべし、三 日中の如く正しく歩むべくして、饗食と酔醜、密通と淫亂、争鬪と嫉妬とに歩む可からず、一四 却て主イエス、キリストを着よ、且惡慾起るべき肉の慮を為すこと勿れ。

## 第三款 信仰の弱き信徒に對する方法

第一四章 信仰の弱き人を承くるに親切を以てし、思ふ所を争ふこと勿れ。二 蓋或人は凡ての物を食するを善しとするに、弱き人は野菜を食す。三 食する人は食せざる人を輕んずべからず、食せざる人も亦食する人を是非すべからず、其は神は人を承容れ給ひたればなり。四 汝誰なれば他に屬する僕を是非する

ぞ、立つも倒るるも、其主に係はる事なり。但必ずや立つならん、其は神は之を立たしむる事を得給へばなり。五、或人は日と日を弁別するに、他の人は如何なる日をも同一にす、各其料簡に随ふべきのみ。六、日を区別する人は主の為に之を区別し、食する人も主の為に食す、其は神に感謝すればなり。食せざる人も主の為に食せずして亦神に感謝す。七、蓋我等の中に己の為に活くる者なく、己の為に死する者なし、八、其は我等は活くるも主の為に活き、死するも主の為に死すればなり。故に我等は活くるも死するも主の有なり。九、蓋キリストの死して復活し給ひしは、死者と生者とを同り給はんが為なり。一〇、然るに汝何故に兄弟を是非するぞ、何故に兄弟を軽んずるぞ、我等は皆神の法廷に立つべき者なるをや。一一、録して、「主曰く、我は活くるなり、凡ての膝我前に屈まり、凡ての舌神を宣言するに至らん」とあるが如し、一二、即ち我等は各己の事を神に糺さるべし、一三、然れば我等互に罪を定むべからず、寧汝等兄弟の前に、躓かすべきもの、或は畏となるものを置かざらん事を定めよ。一四、我は主イエズスに於て知り且確信す、何物も彼によりて自ら潔からざるはなく、其潔からざるは、潔からずと思ふ人に於てのみ。一五、若食物の為に汝の兄弟を憂ひしむれば、汝は既に愛に従ひて歩む者に非ず、キリストの死して贖ひ給ひし人を、食物の為に亡ぼすこと勿れ。一六、然れば我等の有てる善きものは罵らるべかず、一七、其は神の國は飲食にあるに非ずして、聖霊に由れる

義と平和と飲とに在ればなり。一八、蓋之を以てキリストに事ぶる人は神の御意に適ひ、人々にも善しとせらるるなり。一九、故に我等は平和の事を追求して、人の徳を立つべき事を互に守るべきなり。二〇、食物の為に神の事業を亡ぼすこと勿れ、凡ての物は潔しと雖も、食して躓かする人には悪となる。二一、肉食、飲酒、其他汝の兄弟の或は心を痛め、或は躓き、或は弱くなる事を為ざるを善しとす。二三、汝に「確」信あらんか、之を神の御前に我が身の中に保て。善しとする事に就きて己を咎めざる人は福なり、二三、然れど疑ひつつ食したる時は罪せらる、其は「確」信によりて為ざればなり、総て「確」信に由らざる事は罪なり。第一五章、我等強き者は弱き人々の虚弱を擔ふべくして、己を喜ばすべからず、二、汝等、各近き人の徳を立つべく、善事を以て之を喜ばすべし。三、蓋キリストは己を喜ばし給はず、却て録して、「汝「主」を罵れる人々の侮辱我に落ちかかれり」とあるが如くに為し給へり。四、蓋凡て曩に録されたる事は我等に教訓となり、我等をして聖書に依る忍耐と慰藉とを以て、希望を保たしめん為に録されたるなり。五、願はくは忍耐と慰藉とを賜ふ神、汝等をしてイエズス、キリストに従ひて心を同じうせしめ、六、一の心、一の口を以て我主イエズス、キリストの神にして父に在すものを崇め奉るを得しめ給はん事を。七、然ればキリストが神の光榮の為に汝等を承容れ給ひし如く、汝等も互に承容れよ。八、我は言はん、キリスト、イエズスが割禮「一人々」の役者

となり給ひしは、神の眞實を顕し、祖先の「蒙りし」約束を固め、  
九 又異邦人をして神を其憫によりて崇めしめ給はん爲なり。  
録して「然れば主よ、我異邦人の中に汝を言言し、且御名を讃  
謳はん」とあるが如し。一〇又曰く、「異邦人等よ、主の民と共に  
喜べ、二 又「諸の國、主を讚美せよ、諸の民之を崇め奉れ」と  
あり。三 又イザヤ曰く、「イエッセの根は芽して異邦人を治む  
べきもの起らん、異邦人之を希望せん」と。三 願はくは希望の  
神、信仰によりて起る一切の喜と平安とを汝等に満たしめ、  
聖靈の力を以て汝等の希望に豊ならしめ給はん事を。

## 第二項 パウロ自身に関する事故

### 第一款 弁解及び願望

一四 我兄弟等よ、我も汝等が自ら慈愛に満ち、且凡ての智識に満  
ちて、能く互に訓戒し得る者なる事を確信す。一五 然れど兄弟等  
よ、我が動もすれば餘りに憚りなく汝等に書贈りしこと、恰も  
汝等をして思出さしめんとせる如くなるは、是神より我に賜は  
りたる恩寵に由れり。一六 此恩寵あるは、我異邦人の為に、キリ  
スト、イエススの役者となりて、神の福音の祭務を執行し、異邦  
人が聖靈に由りて聖とせられ、御意に適へる献物とならん爲な  
り。一七 然れば神に關して、キリスト、イエススに於て我が誇る  
べき所あり。一八 蓋キリストが異邦人を従はしめん爲に我を用  
ひ、言と行とを以て、一九 徴と奇蹟との勢力及び聖靈に由る能力

に由りて爲し給へる事に非ざれば、我敢て之を語らず。即ちエ  
ルザレムよりイルリコ「州」に至る迄の地方を巡りて、キリスト  
の福音を満たせり。二〇 但福音を宣べしは、キリストの御名の  
既に稱へられたる處に非ず、是は他人の置きたる基礎の上に築  
かざらん爲なり。二一 録して、「未だ告げられざりし人々は之を  
見ん、聞かざりし人々は悟らん」とあるが如し。三 我が汝等に  
至る事之が爲に妨げられて、我今まで留められたりしが、三 今  
は早此地方に爲すべき事なく、汝等に至らん事は、年來の切な  
る願なれば、二四 イスバニアへ往かん時に、立寄りて汝等を見ん  
事、又汝等を以て幾分の満足を得たる後、汝等より彼處へ送ら  
れん事、是我希望なり。二五 然れば今はエルザレムに至り、聖徒  
等に事へんとす。二六 蓋マケドニア及びアカヤ「州」の人々は  
エルザレムに居る聖徒の貧者の爲に、幾何か釀金するを以て善  
しとせり。二七 彼人々は之を善しとせしが、而も彼等に負債ある  
者なり。蓋異邦人は、彼等の靈的事物の分配を受けたれば、  
肉的事物を以て彼等に供すべきなり。二八 然れば我此用事を終  
へ、其果を彼等に頒與へて後、汝等を経てイスバニアへ往かん。  
二九 我汝等に至らば、キリスト（の福音）の豊かな祝福を以て  
至るべきは、我が知る所なり。三〇 故に兄弟等よ、我主イエスス  
キリストに由り、又聖靈の寵に由りて、我汝等に希ふ。我爲に  
神に爲す祈を以て我と共に戦へ。三一 是ユデアに在る不信者よ  
り我が救はれん爲、且持行く贈物がエルザレムの聖徒等の意に

適はん為、三 我が神の御旨に従ひ喜びて汝等に至り、汝等と共に安んずる事を得ん為なり。三三 願はくは平和の神汝等一同と共に在さん事を、アメン。

## 第二款 種々の傳言等

第六章 我等の姉妹にしてケンクライ教會の女執事なるフェベを汝等に依頼す。二 聖徒として相應しく之を主に於て接待し、汝等に求めん凡ての事に於て之を援けよ、其は彼女自らも既に多くの人を援け、我をも援けたればなり。三 請ふリスカ、アクイラ及び其家に在る教會にも宜しくと言へ。彼等がキリスト、イエズスに於る我協力者にして、四 我生命の為に己が首を差出せるは、獨我のみならず、異邦人の諸教會も亦彼等に感謝する所なり。五 エベネットに宜しくと云へ、是我が愛する人にして、キリストに於る一小アジア最初の信者なり。六 汝等の為に大いに盡力せしマリヤに宜しくと言へ。セアンドロニコ及びユニアに宜しくと言へ、彼等は我親戚にして、我と共に監獄に入り、其名使徒の中に高く、我より先にキリストに就きし者なり。八 主に於て我至愛なるアンブリアトに宜しくと言へ。九 キリスト（イエズス）に在りて我等の協力者なるウルパノ及び我が愛するスタキスに宜しくと言へ。一〇 キリストに於て忠實なるアツペルレに宜しくと言へ。一一 アリストブルの家なる人々に宜しくと言へ。我親族へロチオンに宜しくと言へ。ナル

キスの家に於て主に在る人々に宜しくと言へ。一二 主の為に盡力する一婦人トリアフェナ及びトリフォザに宜しくと言へ。主の為に大いに盡力せし我が至愛なる一婦人一ペルシデに宜しくと言へ。一三 主に於て撰まれしルフオ及び彼が母にして亦我母なる人に宜しくと言へ。一四 アツシンクリト、フレゴン、ヘルマス、パントロバ、ヘルメス及び彼等と共に居る兄弟等に宜しくと言へ。一五 フィロロゴ及びユリア、ネレオ及び其姉妹、オリンピア及び彼等と共に居る聖徒一同に宜しくと言へ。一六 聖なる接吻を以て互に宜しくと言へ。キリストの諸教會汝等に宜しくと言へ。一七 兄弟等よ、我汝等に勸む、汝等の學びし教に反して、争及び妨を為せる人々を認めて之を避けよ。一八 蓋斯る族は、我主キリストに事へずして己が腹に事へ、甘言及び詭譎を以て、無邪氣なる人々の心を惑はずなり。一九 汝等が従順なる事の何處にも聞えたるは、我が汝等の為に喜ぶ所なり。唯望むらくは汝等が善に對して賢く、惡に對して疎からん事を。二〇 願はくは平和の神、速にサタンを汝等の足の下に砕き給ひ、我主イエズス、キリストの恩寵汝等と共に在らん事を。二一 我協力者なるチモテオ及び我親族なるルシオとヤソンとソシパテルと、汝等に宜しくと言へ。二二 此書簡を書きし我テルシオ、主に於て汝等に宜しくと言ふ。二三 全教會と我との宿主カヨ汝等に宜しくと言ひ、市の主計エラスト及び兄弟クワルト汝等に宜しくと言へ。二四 願はくは我主イエズス、

キリストの恩寵、総て汝等と共に在らん事を、アメン。二五 尚長  
き世の問黙せられしに、今や預言者等の書に應じて、永遠の神  
の命に由り、信仰に服せしめんとて、萬民に顕れたる奥義の示に  
随ひ、二六 我福音とイエズス、キリストの宣教とに應じて、能く  
汝等を堅固ならしむるを得給ふもの、二七 即ち唯一の智者に在  
せる神に、イエズス、キリストを以て世々尊貴と光榮とあれか  
し、アメン。